

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 管財課

許認可等の内容		庁舎における火気使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市庁舎管理規則第20条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第20条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成26年4月5日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市庁舎管理規則抜粋 (火気の使用許可)</p> <p>第20条 庁舎においてストーブ、電熱器等を使用する者は、防火管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて火気を使用する者は、必要な消火準備を整え、当該火気を取扱上の注意事項を守らなければならない。</p>	